

## 世田谷区立北沢区民会館の指定管理者の選定について

### (付議の要旨)

平成30年4月からの世田谷区立北沢区民会館の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

#### 1 主旨

世田谷区立北沢区民会館の指定期間が平成28年9月で終了し、10月より行われている改修工事が平成30年3月で終了することから、平成28年9月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立区民会館条例(以下「条例」という。)に基づき、平成30年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

#### 2 指定管理者制度を適用する施設

(1) 施設名 世田谷区立北沢区民会館

(2) 所在地 世田谷区北沢二丁目8番18号

(3) 平成28年9月までの指定管理者 アクティオ株式会社

(4) 改修工事前の指定期間

5年間 (平成23年4月1日～平成28年3月31日)

6ヶ月間 (平成28年4月1日～平成28年9月30日)

改修工事のため6ヶ月間の再指定

(5) 改修工事期間中

平成28年10月1日～平成30年3月31日は業務委託で対応。

#### 3 指定管理者制度適用の理由、効果

当施設北沢区民会館では、管理業務運営や清掃・保守管理等、施設維持管理費を削減するとともに、利用者ニーズにより迅速に対応する等、創意工夫による提供サービスの向上により、施設の効果的な運営を図ることができるため、指定管理者制度を継続する。

#### 4 指定期間

5年間 (平成30年4月1日～平成35年3月31日)

#### 5 指定管理者候補者の選定方法について

条例第7条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定する。

#### 6 審査体制

(1) 選定委員会の設置

公募により申請団体から提出された事業計画等を選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定するため、世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

## 7 選定基準

条例第7条第3項に定める下記の事項及び、これまでの指定管理期間の検証結果を踏まえ選定する。

- (1) 区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- (2) 区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。
- (3) 区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

## 8 今後のスケジュール

平成29年4月24日	区民生活常任委員会報告（選定方法）
5月～6月	募集期間
6月～7月	選定期間
8月	政策会議（選定結果）
9月	区民生活常任委員会報告（選定結果）
	第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成30年4月1日	次期指定管理者による管理の開始